

大木町医療費支給制度の改正について

1 改正内容

◎自己負担の範囲が3歳未満児までの無料までだったものを町独自に中学3年生までに拡大

2 改正日

◎令和元年（2019年）7月1日

【子ども医療費】

対象年齢	令和元年（2019年）6月30日まで	令和元年（2019年）7月1日から
3歳未満児	通院・入院 無料	通院・入院 無料
3歳～就学前の児童	通院 600円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）	通院・入院 無料 【変更】
小学1年生～6年生	通院 1,000円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）	通院・入院 無料 【変更】
中学1年生～3年生	通院 3,500円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）	通院・入院 無料 【変更】

【重度障害者医療費】

対象年齢	令和元年（2019年）6月30日まで	令和元年（2019年）7月1日から
3歳未満児	<子ども医療費対象> 通院・入院 無料	<子ども医療費対象> 通院・入院 無料
3歳～就学前の児童	<重度障害者医療費対象> 通院 500円/月（上限） 入院〔一般〕500円/日（月7日限度） 入院〔低所得〕300円/日（月7日限度）	<重度障害者医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
小学1年生～6年生	同上	<重度障害者医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
中学1年生～3年生	同上	<重度障害者医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
15歳になって最初の 4月1日以降	<重度障害者医療費対象> 通院 500円/月（上限） 入院〔一般〕500円/日（月20日限度） 入院〔低所得〕300円/日（月20日限度）	<重度障害者医療費対象> 通院 500円/月（上限） 入院〔一般〕500円/日（月20日限度） 入院〔低所得〕300円/日（月20日限度）

【ひとり親家庭等医療費】

対象年齢	令和元年（2019年）6月30日まで	令和元年（2019年）7月1日から
3歳未満児	<子ども医療費対象> 通院・入院 無料	<子ども医療費対象> 通院・入院 無料
3歳～就学前の児童	<子ども医療費対象> 通院 600円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）	<子ども医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
小学1年生～6年生	<ひとり親家庭等医療費対象> 通院 800円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）	<ひとり親家庭等医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
中学1年生～3年生	同上	<ひとり親家庭等医療費対象> 通院・入院 無料 【変更】
15歳になって最初の 4月1日～18歳の年 度末	同上	<ひとり親家庭等医療費対象> 通院 800円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）